

教育委員会提出議案

第25号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年5月13日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年豊島区教育委員会規則第8号）

の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中の「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（説 明）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、懲役又は禁錮を拘禁刑に改めることについて所要の改正を行うため本案を提出する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																				
<p>別記第3号様式(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">処 分 説 明 書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(一時差止処分を受ける者)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(採用年月日) 年 月 日</td> <td style="width: 50%;">(離職年月日) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>(離職時の所属)</td> <td>(離職時の役職名)</td> </tr> <tr> <td>(離職時の給料月額) 円(給料表 級 号給)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(処分発令年月日) 年 月 日</td> <td>(根拠条項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(処分の対象となる手当)</td> </tr> <tr> <td>(刑事事件との関係)</td> <td>逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(一時差止処分の理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(思料される犯罪に係る罰条：)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(一時差止処分の取消し)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている 期末手当 期末手当及び勤勉手当 が支給される。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し 拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">(一時差止処分者) 印</td> </tr> </tbody> </table>	処 分 説 明 書		(一時差止処分を受ける者)		(採用年月日) 年 月 日	(離職年月日) 年 月 日	(離職時の所属)	(離職時の役職名)	(離職時の給料月額) 円(給料表 級 号給)		(処分発令年月日) 年 月 日	(根拠条項)	(処分の対象となる手当)		(刑事事件との関係)	逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日	(一時差止処分の理由)		(思料される犯罪に係る罰条：)		(一時差止処分の取消し)		この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている 期末手当 期末手当及び勤勉手当 が支給される。		1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し 拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合		2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合		3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)		4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合		年 月 日	(一時差止処分者) 印	<p>別記第3号様式(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">処 分 説 明 書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(一時差止処分を受ける者)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(採用年月日) 年 月 日</td> <td style="width: 50%;">(離職年月日) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>(離職時の所属)</td> <td>(離職時の役職名)</td> </tr> <tr> <td>(離職時の給料月額) 円(給料表 級 号給)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(処分発令年月日) 年 月 日</td> <td>(根拠条項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(処分の対象となる手当)</td> </tr> <tr> <td>(刑事事件との関係)</td> <td>逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(一時差止処分の理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(思料される犯罪に係る罰条：)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(一時差止処分の取消し)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている 期末手当 期末手当及び勤勉手当 が支給される。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">(一時差止処分者) 印</td> </tr> </tbody> </table>	処 分 説 明 書		(一時差止処分を受ける者)		(採用年月日) 年 月 日	(離職年月日) 年 月 日	(離職時の所属)	(離職時の役職名)	(離職時の給料月額) 円(給料表 級 号給)		(処分発令年月日) 年 月 日	(根拠条項)	(処分の対象となる手当)		(刑事事件との関係)	逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日	(一時差止処分の理由)		(思料される犯罪に係る罰条：)		(一時差止処分の取消し)		この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている 期末手当 期末手当及び勤勉手当 が支給される。		1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合		2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合		3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)		4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合		年 月 日	(一時差止処分者) 印
処 分 説 明 書																																																																					
(一時差止処分を受ける者)																																																																					
(採用年月日) 年 月 日	(離職年月日) 年 月 日																																																																				
(離職時の所属)	(離職時の役職名)																																																																				
(離職時の給料月額) 円(給料表 級 号給)																																																																					
(処分発令年月日) 年 月 日	(根拠条項)																																																																				
(処分の対象となる手当)																																																																					
(刑事事件との関係)	逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日																																																																				
(一時差止処分の理由)																																																																					
(思料される犯罪に係る罰条：)																																																																					
(一時差止処分の取消し)																																																																					
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている 期末手当 期末手当及び勤勉手当 が支給される。																																																																					
1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し 拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合																																																																					
2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合																																																																					
3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)																																																																					
4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合																																																																					
年 月 日	(一時差止処分者) 印																																																																				
処 分 説 明 書																																																																					
(一時差止処分を受ける者)																																																																					
(採用年月日) 年 月 日	(離職年月日) 年 月 日																																																																				
(離職時の所属)	(離職時の役職名)																																																																				
(離職時の給料月額) 円(給料表 級 号給)																																																																					
(処分発令年月日) 年 月 日	(根拠条項)																																																																				
(処分の対象となる手当)																																																																					
(刑事事件との関係)	逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日																																																																				
(一時差止処分の理由)																																																																					
(思料される犯罪に係る罰条：)																																																																					
(一時差止処分の取消し)																																																																					
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている 期末手当 期末手当及び勤勉手当 が支給される。																																																																					
1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合																																																																					
2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合																																																																					
3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)																																																																					
4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 期末手当及び勤勉手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合																																																																					
年 月 日	(一時差止処分者) 印																																																																				

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。